

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年1月14日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）
【会社名】	株式会社TOKYO BASE
【英訳名】	TOKYO BASE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 谷 正人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
【電話番号】	03-6712-6842（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中水 英紀
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
【電話番号】	03-6712-6842（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中水 英紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第3四半期連結 累計期間	第12期
会計期間	自2020年3月1日 至2020年11月30日	自2019年3月1日 至2020年2月29日
売上高 (千円)	10,549,912	15,247,308
経常利益 (千円)	103,682	1,291,040
親会社株主に帰属する四半期純損失() 又は親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	112,259	933,174
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	100,402	932,251
純資産額 (千円)	3,217,160	5,875,281
総資産額 (千円)	7,447,640	10,603,301
1株当たり四半期純損失()又は1株当 たり当期純利益 (円)	2.38	19.65
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	19.50
自己資本比率 (%)	43.1	55.3

回次	第13期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自2020年9月1日 至2020年11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.23

- (注) 1. 当社は、前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、第12期第3四半期連結累計期間及び第12期第3四半期連結会計期間については記載しておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 第13期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
5. 2020年11月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式5,000,000株の取得を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が2,560,000千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が2,660,160千円となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は、2020年2月期より連結財務諸表を作成しているため、前第3四半期連結累計期間との比較については記載しておりません。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年11月30日）におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業収益の低下や雇用環境の悪化が続いており、極めて厳しい状況にあります。景気の先行きについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動レベルの段階的引き上げや各種政策の効果等により持ち直しの動きがみられたものの、同感染症の感染再拡大の懸念が顕在化し、より一層不透明感が増す状況となっております。

当社の属する衣料品小売業界におきましては、外出自粛に伴う来店客数の減少、営業時間の短縮、休業やインバウンド客数の大幅な減少に加え、収入不安による一層の節約志向の高まりから慎重な購買行動が続いており、非常に厳しい環境となりました。

このような状況のもとで、当社は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受けての営業時間の短縮や臨時休業による売上の大幅な減少、営業再開後は持ち直しがみられたものの外出自粛に伴う来店客数の減少、インバウンド客数の大幅な減少等により実店舗で苦戦を強いられましたが、MD強化プロジェクトによる商品力強化、出店及び既存店増床による売場面積の拡大、中国事業の拡大、自社EC強化、店舗運営力の強化に取り組んでまいりました。

当第3四半期連結累計期間においては、足元の売上を支えるべく顧客販売強化による売上確保、SNSを活用した商品提案及び販促施策の強化によるEC売上の最大化を図るとともに、優良な仕入先の確保、商品開発強化の一環としてSTUDIOUS業態自社オリジナルブランドのローンチ、インフルエンサーブランドを取り扱う新規DotOC業態（NEW MARKET TOKYO）のローンチ、MD及びEC強化や店長育成等の社内プロジェクト発足による組織力強化及び人材採用、実店舗12店舗の出店（内、中国6店舗）、4店舗の増床・改装、香港の不採算店舗の退店、ファミリーセール等の実施による旧商品消化促進と在庫適正化、2021年秋冬シーズンにローンチする新業態開発準備等、今後の成長及び利益確保に向けた取り組みも進めてまいりました。

(連結業績)

単位：千円

	2021年2月期 第3四半期 連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年11月30日)
売上高	10,549,912
売上総利益	5,085,826
販売費及び一般管理費	4,953,304
営業利益	132,522
経常利益	103,682
税金等調整前四半期純損失()	56,939
親会社株主に帰属する四半期純損失()	112,259

当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高が10,549,912千円、売上総利益が5,085,826千円、販売費及び一般管理費が4,953,304千円、営業利益が132,522千円、経常利益が103,682千円、税金等調整前四半期純損失が56,939千円、親会社株主に帰属する四半期純損失が112,259千円となりました。

販売費及び一般管理費の補足として、人件費は従業員に対する固定給与を従来通りの金額で100%を支給（臨時休業期間中の人件費は特別損失として計上）、EC売上の最大化を目的としたクーポン施策等の販売促進費の活用、一方で利益確保を目的として、役員報酬の一定期間の減額や実店舗の臨時休業期間中の家賃の減額交渉等による抑制を致しました。

特別損益の主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業に対する雇用調整助成金130,463千円を特別利益として計上、一方で、臨時休業期間中の人件費及び減価償却費の合計149,499千円（臨時休業等による損失）及びSTUDIOUS MENS 福岡店の退店、UNITED TOKYO池袋店のリニューアルに向けたMENS及びWOMENS単独店の2店舗、香港銅鑼湾地区の3店舗（STUDIOUS TOKYO、UNITED TOKYO、PUBLIC TOKYO）、PUBLIC TOKYO 福岡店等の減損損失132,913千円等を特別損失として計上いたしました。

(補足情報)

業態別売上高

単位：千円

	2021年2月期 第3四半期 連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年11月30日)	(参考) 前年同期比 (増減率)
STUDIOUS	5,003,778	9.5%
UNITED TOKYO	3,404,801	2.0%
PUBLIC TOKYO	1,434,386	5.5%
TOKYO DEPARTMENT STORE	684,862	12.7%
NEW MARKET TOKYO	22,084	-
全社合計	10,549,912	3.8%

(注) 前年同期比については、前年同期の個別決算数値と対比した参考情報であります。

業態別では、PUBLIC TOKYO業態及びTOKYO DEPARTMENT STORE業態は増収となりましたが、STUDIOUS業態及びUNITED TOKYO業態は減収となりました。新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受けての営業時間の短縮や臨時休業による売上の大幅な減少、営業再開後は持ち直しがみられたものの外出自粛に伴う来店客数の減少、インバウンド客数の大幅な減少の影響等により、実店舗が減収となっております。

業態別売上高既存前年同期比

	2021年2月期 第3四半期 連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年11月30日)
STUDIOUS	82.6%
UNITED TOKYO	90.9%
PUBLIC TOKYO	86.3%
TOKYO DEPARTMENT STORE	109.6%
NEW MARKET TOKYO	-
全社合計	87.6%

出退店及び店舗数

業態	前連結会計年度末	当会計年度				当四半期連結会計年度末
		出店	退店	増減	(改装)	
STUDIOUS	28	4	1	3	(3)	31
UNITED TOKYO	17	3	2	1	(1)	18
PUBLIC TOKYO	12	5	1	4	-	16
TOKYO DEPARTMENT STORE	1	-	-	-	-	1
NEW MARKET TOKYO	-	1	-	1	-	1
全社合計	58	13	4	9	(4)	67

当第3四半期連結累計期間の店舗展開については以下の通りです。

- ・STUDIOUS業態
WOMENSの旗艦店舗の路面店「STUDIOUS WOMENS 表参道店」を出店
業態として中国本土2号店目となる「STUDIOUS TOKYO 深圳店」を深圳市福田区へ出店
MENS 大阪店を42.3坪から85.7坪へ増床しリニューアル
WOMENS 大阪店を16.8坪から31.4坪へ増床しリニューアル
MENS 福岡店を退店
業態として中国本土3号店目となる「STUDIOUS TOKYO 北京店」を北京市朝陽区へ出店
MENS 新宿店を50.4坪から66.4坪へ増床しリニューアル
新規開業の心斎橋パルコに「STUDIOUS WOMENS 心斎橋店」を出店
- ・UNITED TOKYO業態
中国本土へ業態初進出の「UNITED TOKYO 北京店」を北京三里屯地区へ出店
UNITED TOKYO 香港店を退店
MENS単独店21.1坪とWOMENS単独店25.0坪を移設統合し、「UNITED TOKYO 池袋店」として85.4坪へ増床しリニューアル
業態として中国本土2号店目となる「UNITED TOKYO 上海店」を上海市黄浦区へ出店
新規開業の心斎橋パルコに「UNITED TOKYO 心斎橋店」を出店
- ・PUBLIC TOKYO業態
WOMENS単独店の「PUBLIC TOKYO WOMENS 横浜店」を出店
中国本土へ業態初進出の「PUBLIC TOKYO 北京店」を北京三里屯地区へ出店
二子玉川ライズに「PUBLIC TOKYO 二子玉川店」を出店
PUBLIC TOKYO 香港店を退店
業態として中国本土2号店目となる「PUBLIC TOKYO 上海店」を上海市黄浦区へ出店
新規開業の心斎橋パルコに「PUBLIC TOKYO 心斎橋店」を出店
- ・NEW MARKET TOKYO業態
インフルエンサーブランドを展開するDtOC業態をローンチ

この結果、当第3四半期連結会計期間末における店舗数は、STUDIOUS業態が31店舗（内、ECが3店舗）、UNITED TOKYO業態が18店舗（内、ECが2店舗）、PUBLIC TOKYO業態が16店舗（内、ECが2店舗）、TOKYO DEPARTMENT STORE業態が1店舗（ECのみ）、NEW MARKET TOKYO業態が1店舗（ECのみ）の合計67店舗となりました。
なお、実店舗は全58店舗となり、国内48店舗、海外10店舗となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて3,155,660千円減少し、7,447,640千円となりました。これは主に、売掛金が448,747千円、商品が108,853千円、有形固定資産が320,658千円、差入保証金が135,619千円増加したものの、現金及び預金が4,321,272千円減少したためであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて497,540千円減少し、4,230,480千円となりました。これは主に、未払法人税等が241,763千円、長期借入金が448,962千円減少した一方で、買掛金が35,368千円、未払費用が88,411千円、ポイント引当金が40,852千円増加したためであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて2,658,120千円減少し、3,217,160千円となりました。これは主に、利益剰余金が112,259千円減少したこと及び自己株式2,560,000千円を取得したためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、主として業容の拡大に伴う定期及び期中採用により従業員数が大幅に増加し、325人となりました。

なお、従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数を含んでおりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
計	144,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年1月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	47,662,800	47,662,800	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	47,662,800	47,662,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年9月1日～ 2020年11月30日	36,000	47,662,800	216	409,874	216	393,874

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 132,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,488,100	474,881	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 6,300	-	-
発行済株式総数	47,626,800	-	-
総株主の議決権	-	474,881	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が18株含まれております。

【自己株式等】

2020年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 TOKYO BASE	東京都渋谷区 渋谷一丁目2番5号	132,400	-	132,400	0.28
計	-	132,400	-	132,400	0.28

(注)当社は、2020年11月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式5,000,000株の取得を行いました。この結果、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が5,132,418株となっております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、当社は、前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に係る比較情報を記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,143,021	1,821,749
売掛金	724,763	1,173,511
商品	1,811,691	1,920,544
その他	80,156	247,922
流動資産合計	8,759,632	5,163,727
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	892,760	1,171,985
工具、器具及び備品(純額)	26,231	34,283
建設仮勘定	1,344	34,725
有形固定資産合計	920,336	1,240,994
無形固定資産		
ソフトウェア	57,598	62,663
無形固定資産合計	57,598	62,663
投資その他の資産		
投資有価証券	19,388	-
繰延税金資産	96,704	96,942
差入保証金	742,421	878,040
その他	7,220	5,272
投資その他の資産合計	865,733	980,255
固定資産合計	1,843,668	2,283,912
資産合計	10,603,301	7,447,640
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,272,049	1,307,418
1年内返済予定の長期借入金	1,082,104	1,032,090
未払費用	520,908	609,320
未払法人税等	241,763	-
賞与引当金	73,026	33,992
ポイント引当金	34,331	75,184
その他	131,732	249,317
流動負債合計	3,355,916	3,307,322
固定負債		
長期借入金	1,362,898	913,935
資産除去債務	9,206	9,221
固定負債合計	1,372,104	923,157
負債合計	4,728,020	4,230,480
純資産の部		
株主資本		
資本金	409,658	409,874
資本剰余金	393,658	393,874
利益剰余金	5,164,990	5,052,730
自己株式	100,160	2,660,160
株主資本合計	5,868,146	3,196,318
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	540	11,316
その他の包括利益累計額合計	540	11,316
新株予約権	7,675	9,525
純資産合計	5,875,281	3,217,160
負債純資産合計	10,603,301	7,447,640

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年11月30日)
売上高	10,549,912
売上原価	5,464,086
売上総利益	5,085,826
販売費及び一般管理費	4,953,304
営業利益	132,522
営業外収益	
受取利息	139
助成金収入	3,381
その他	2,966
営業外収益合計	6,487
営業外費用	
支払利息	2,210
為替差損	29,887
その他	3,229
営業外費用合計	35,327
経常利益	103,682
特別利益	
雇用調整助成金	130,463
新株予約権戻入益	5,050
特別利益合計	135,513
特別損失	
減損損失	132,913
臨時休業等による損失	149,499
その他	13,721
特別損失合計	296,135
税金等調整前四半期純損失()	56,939
法人税等	55,320
四半期純損失()	112,259
親会社株主に帰属する四半期純損失()	112,259

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年11月30日)
四半期純損失()	112,259
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	11,857
その他の包括利益合計	11,857
四半期包括利益	100,402
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	100,402
非支配株主に係る包括利益	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当第3四半期連結累計期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令による店舗休業の影響を受けております。6月以降の店舗営業再開後の売上高は回復傾向にあるものの、引き続き感染リスクが残る中で一定の経済活動制限や行動様式の変化がみこまれるため、実店舗売上に影響を受ける状況が続いております。このような状況を踏まえ、当第3四半期連結累計期間において、同感染症収束時期等を含む仮定につき、下記のとおり変更を行っております。

当社グループは、お客様の購買意欲は今後徐々に回復するものの、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことは困難な状況であり、2022年2月期以降も同感染症の感染拡大の影響が継続するとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、再び大規模な店舗休業を行う必要が生じた場合には、将来において不測の損失が発生する可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年11月30日)
当座貸越極度額の総額	800,000千円	800,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	800,000	800,000

(四半期連結損益計算書関係)

1 臨時休業等による損失

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令等により実店舗を臨時休業致しました。この間に発生した人件費及び設備投資に関する減価償却費の合計額149,499千円を「臨時休業等による損失」として計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
(自 2020年3月1日
至 2020年11月30日)

減価償却費	136,077千円
-------	-----------

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2020年11月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式5,000,000株の取得を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が2,560,000千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が2,660,160千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年11月30日)

当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失()	2.38円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	112,259
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	112,259
普通株式の期中平均株式数(株)	47,223,618

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年1月13日

株式会社TOKYO BASE
取締役会 御中

三優監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 浩 史 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宇 野 公 之 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TOKYO BASEの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TOKYO BASE及び連結子会社の2020年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。